令和2年度 特許審査の質についての ユーザー評価調査報告書

令和2年9月

特 許 庁

要約

1. 調査方法と回収率

令和2年度の調査は、回答者の負担軽減のため、オンラインアンケートで実施しました。

表 1: 調査票の種類と対象者数、回答率

| 調査票の種類 | 対象者数 | 回答率 |
|-----------------------------|-------|-------|
| 票 1: 国内出願における特許審査全般の質について | 669 者 | 87.0% |
| 票 2:PCT 出願における国際調査等全般の質について | 335 者 | 85.1% |

2. 国内出願(票1)について

国内出願における特許審査全般の質の評価(全体評価)は、97.3%が「普通」以上(昨年度調査では 93.7%)の評価でした(図 1)。

個別の評価項目をみると、「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」の評価は、97.0%が「普通」以上(同 96.2%)で、実施庁目標となっている上位評価割合(「満足」・「比較的満足」の合計の割合)は 71.0%(同 60.6%)と実施庁目標(60%以上)を達成しました(図 2)。また、面接、電話のそれぞれの評価を個別に把握するために今年度新設した「面接における審査官とのコミュニケーション」、「電話における審査官とのコミュニケーション」の各項目については、上位評価割合がそれぞれ 72.1%、65.4%でした。

昨年度の調査結果に基づいて優先的に取り組むべき項目(優先項目)としていた「判断の均質性」、「第29条第2項(進歩性)の運用」については、「普通」以上の評価がそれぞれ86.2%(昨年度調査では85.7%)、88.3%(同88.2%)で、昨年度に引き続き、比較的低い評価でした(図3、図4)。

その他、「普通」以上の評価の割合が比較的低かった評価項目は、「非特許文献等の調査」 (85.9%)、「第 36 条第 4 項第 1 号、第 36 条第 6 項(記載要件)の運用」(87.8%)、「外国特許文献の調査」(88.3%)、「審査官の技術等に関する専門知識レベル」(89.3%)でした。

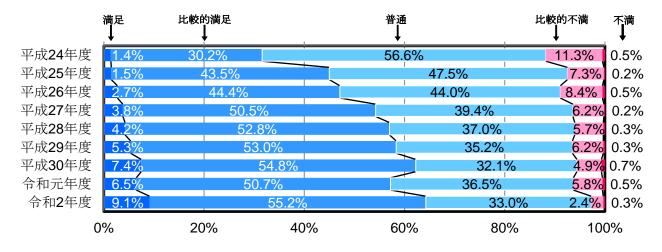


図 1:特許審査全般の質についての評価(全体評価)

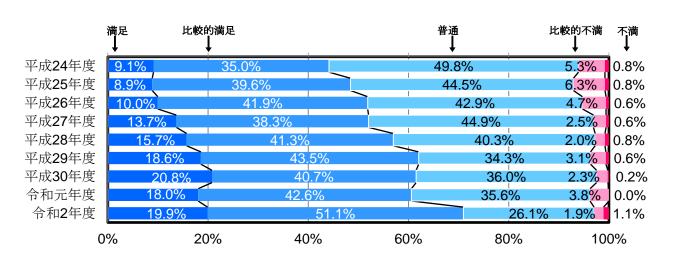
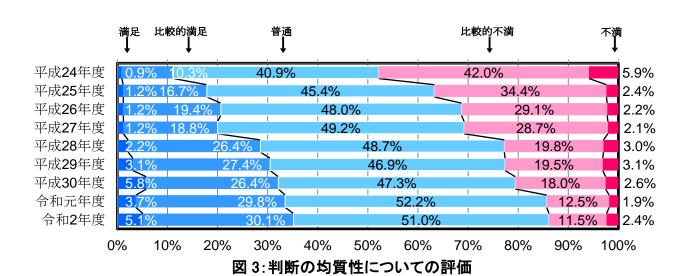


図 2:面接、電話等における審査官とのコミュニケーションについての評価



ii

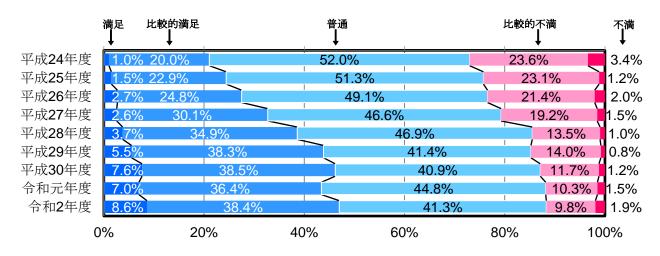


図 4: 第 29 条第 2 項(進歩性)の運用についての評価

3. PCT 出願(票 2)について

PCT 出願における国際調査等全般の質の評価(全体評価)は、97.2%が「普通」以上(昨年度調査では 97.4%)でした(図 5)。

個別の評価項目をみると、昨年度の調査結果に基づいて優先項目としていた「国際調査等における判断の均質性」、「新規性・進歩性に関する判断」については、「普通」以上の評価がそれぞれ91.8%(昨年度調査では92.9%)、91.2%(同90.4%)で、昨年度に引き続き、比較的低い評価でした「(図6、図7)。

その他、「普通」以上の評価の割合が比較的低かった評価項目は、「外国特許文献の調査」 (83.6%)、「国際段階と国内段階との間での判断の一貫性」(85.3%)、「非特許文献等の調査」 (85.3%)、「新規性・進歩性に関する見解の記載のわかりやすさ」(92.3%)でした。

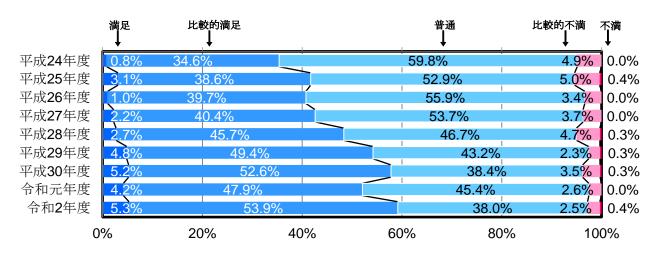


図 5: 国際調査等全般の質についての評価(全体評価)

-

¹ ただし、「国際調査等における判断の均質性」については、上位評価割合(「満足」・「比較的満足」の合計 の割合)でみると、46.1%(昨年度調査では 37.1%)と改善が見られました。

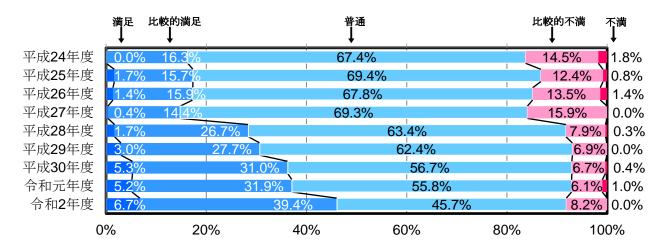


図 6: 国際調査等における判断の均質性についての評価

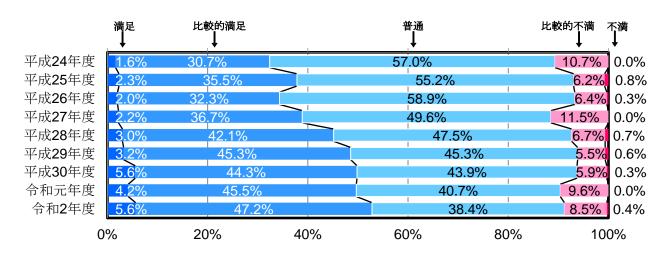


図 7: 新規性・進歩性に関する判断についての評価

4. 他の国/地域の特許庁との審査の質の評価の比較

特許審査の質について、各観点から優れている(または望ましい)と感じる庁を複数選択形式で回答していただいた結果を表 2 に示します。多くの項目で JPO の審査が支持されている一方で、先行技術文献調査についてはさらなる期待があると考えられます。

表 2: 各観点からそれぞれ優れている(または望ましい)と感じる庁についての回答 (いずれかの庁で「審査をした経験がない/分からない」と回答した者を除いて集計)

| 評価の観点 | JPO | USPTO | EPO | CNIPA | KIPO |
|--------------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 拒絶理由通知等の記載のわかりやすさ | 210 | 75 | 109 | 61 | 56 |
| | (59.8%) | (21.4%) | (31.1%) | (17.4%) | (16.0%) |
| 産業上利用可能な発明(特許適格性)の判断 | 110 | 36 | 54 | 25 | 22 |
| | (31.3%) | (10.3%) | (15.4%) | (7.1%) | (6.3%) |
| 新規性・進歩性の判断 | 172 | 49 | 133 | 44 | 31 |
| 利兄は、廷少臣の刊例 | (49.0%) | (14.0%) | (37.9%) | (12.5%) | (8.8%) |
| 司裁再件の判断 | 134 | 49 | 67 | 22 | 20 |
| 記載要件の判断 | (38.2%) | (14.0%) | (19.1%) | (6.3%) | (5.7%) |
| 111年の大方所が 111年の大方所が | 169 | 9 | 111 | 18 | 18 |
| 判断の均質性 | (48.1%) | (2.6%) | (31.6%) | (5.1%) | (5.1%) |
| 化 | 151 | 44 | 154 | 52 | 19 |
| 先行技術文献調査 | (43.0%) | (12.5%) | (43.9%) | (14.8%) | (5.4%) |
| 審査官の技術等に関する専門知識レベル | 183 | 17 | 111 | 28 | 19 |
| 番目目の技術寺に関する等 和戚レベル | (52.1%) | (4.8%) | (31.6%) | (8.0%) | (5.4%) |
| 意見書で主張した事項に対する応答 | 174 | 54 | 70 | 35 | 21 |
| 思兄音で土城した事項に対する心告 | (49.6%) | (15.4%) | (19.9%) | (10.0%) | (6.0%) |
| 面接における審査官とのコミュニケーション | 129 | 50 | 17 | 9 | 11 |
| 回接においる番目目とのコミューケーション | (36.8%) | (14.2%) | (4.8%) | (2.6%) | (3.1%) |
| ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 104 | 69 | 11 | 18 | 8 |
| 電話における審査官とのコミュニケーション | (29.6%) | (19.7%) | (3.1%) | (5.1%) | (2.3%) |
| 審査を通して付与された特許の権利範囲 | 124 | 50 | 72 | 21 | 31 |
| <u> </u> | (35.3%) | (14.2%) | (20.5%) | (6.0%) | (8.8%) |

5. 回答内容の分析

(1)個別の評価項目の評価と全体評価との相関(国内出願)

個別の評価項目と全体評価との関係は、両者間の相関係数を用いて比較することができます。 相関係数の大きさは、全体評価との関係の強さを示しています。

図8は、国内出願における特許審査の質の個別の評価項目について、評価の平均値をX軸、全体評価との相関係数をY軸に示したものです。図中左側にある評価項目は、相対的に評価が低い項目を示し、図中上側にある評価項目は、相対的に全体評価との相関が高い(全体評価に対する影響が大きいと考えられる)項目を示すことから、図中左上に位置する項目を、優先的に品質向上に取り組むべき項目(優先項目)であると判断することができます。今年度の結果からは、「判断の均質性」²、「第29条第2項(進歩性)の運用」が優先項目に該当すると考えられます。

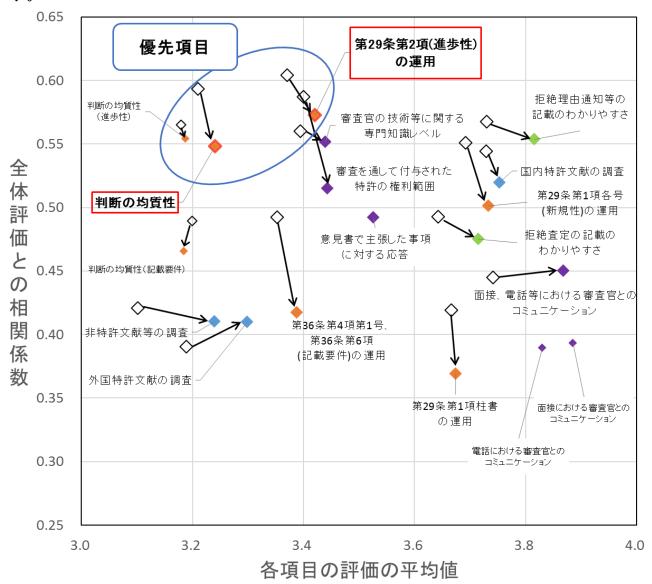


図 8: 各項目の評価の平均値と全体評価との相関係数(国内出願)3

(2) 個別の評価項目の評価と全体評価との相関(PCT 出願)

図 9 は、PCT 出願における国際調査等の質の個別の評価項目について、評価の平均値を X 軸、全体評価との相関係数を Y 軸に示したものです。図 8 と同様に、図中左側にある評価項目は評価が低い項目を示し、図中上側にある評価項目は全体評価との相関が高い(全体評価に対する影響が大きいと考えられる)項目です。今年度の結果からは、「国際調査等における判断の均質性」、「新規性・進歩性に関する判断」が優先項目に該当すると考えられます。

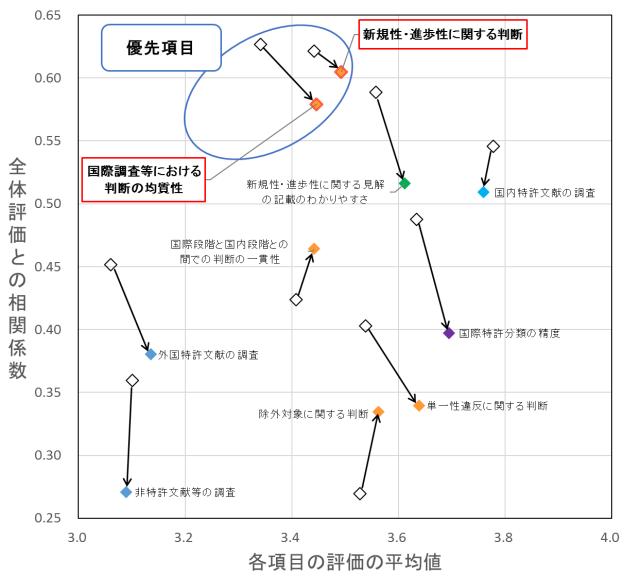


図 9: 各項目の評価の平均値と全体評価との相関係数(PCT 出願)³

2

²「判断の均質性(進歩性)」も図中左上に位置していますが、「判断の均質性」に包含される評価項目であることから、挙げていません。

³ 先行技術文献調査に関する項目を水色、判断に関する項目を橙色、通知書等の記載に関する項目を緑色、その他の項目を紫色のマーカーで示す。白色のマーカーと矢印は、昨年度の調査結果からの変化を示す。

目次

| 1. 調査の概要 | 1 |
|---------------------------------|----|
| (1)背景 | |
| (2)本調査の目的 | 1 |
| (3)調査方法 | 1 |
| (4)回答率と回答者の業種内訳 | |
| (5)調査票の変更点 | 4 |
| 2. 集計結果 | 5 |
| (1)国内出願(票 1)について | 5 |
| (2)PCT 出願(票 2)について | |
| (3)他の国/地域の特許庁との審査の質の評価の比較 | 18 |
| 3. 回答内容の分析 | 19 |
| (1) 個別の評価項目の評価と全体評価との相関(国内出願) | 19 |
| (2) 個別の評価項目の評価と全体評価との相関(PCT 出願) | 20 |
| 4. 調査結果のまとめ | 21 |
| 5. 今後のユーザー評価調査について | 21 |
| 謝辞 | 21 |
| (付録) 令和 2 年度ユーザー評価調査の調査票 | 22 |

図目次

| | 図 1:特許審査全般の質についての評価(全体評価) | 6 |
|----|--|----|
| | 図 2:拒絶理由通知等(拒絶査定を除く)の記載のわかりやすさについての評価 | 6 |
| | 図 3: 拒絶査定の記載のわかりやすさについての評価 | 6 |
| | 図 4:第 29 条第 1 項柱書(産業上利用することができる発明)の運用についての評価 | 7 |
| | 図 5:第 29 条第 1 項各号(新規性)の運用についての評価 | 7 |
| | 図 6:第 29 条第 2 項(進歩性)の運用についての評価 | 7 |
| | 図 7:第 36 条第 4 項第 1 号、第 36 条第 6 項(記載要件)の運用についての評価 | 8 |
| | 図 8:判断の均質性についての評価 | 8 |
| | 図 9:特許審査における国内特許文献の調査についての評価 | 8 |
| | 図 10:特許審査における外国特許文献の調査についての評価 | 9 |
| | 図 11:特許審査における非特許文献等の調査についての評価 | 9 |
| | 図 12:審査官の技術等に関する専門知識レベルについての評価 | 9 |
| | 図 13: 面接、電話等における審査官とのコミュニケーションについての評価 | 10 |
| | 図 14:審査を通して付与された特許の権利範囲についての評価 | 10 |
| | 図 15:国際調査等全般の質についての評価(全体評価) | 12 |
| | 図 16: 国際特許分類の精度についての評価 | 13 |
| | 図 17: 除外対象に関する判断についての評価 | 13 |
| | 図 18:単一性違反に関する判断についての評価 | 13 |
| | 図 19:新規性・進歩性に関する判断についての評価 | 14 |
| | 図 20:新規性・進歩性に関する見解の記載のわかりやすさについての評価 | 14 |
| | 図 21:国際調査等における判断の均質性についての評価 | 14 |
| | 図 22:国際段階と国内段階との間での判断の一貫性についての評価 | 15 |
| | 図 23:国際調査等における国内特許文献の調査についての評価 | 15 |
| | 図 24: 国際調査等における外国特許文献の調査についての評価 | 15 |
| | 図 25:国際調査等における非特許文献等の調査についての評価 | 16 |
| | 図 26:各項目の評価の平均値と全体評価との相関係数(国内出願) | 19 |
| | 図 27: 各項目の評価の平均値と全体評価との相関係数(PCT 出願) | 20 |
| | | |
| | | |
| 表目 | 次 | |
| | 表 1:票 1 の対象者の選定方法等 | 2 |
| | 表 2: 票 2 の対象者の選定方法等 | |
| | 表 3:調査票の回答率 | |
| | 表 4: 回答者の業種内訳 | |
| | 表 5:全体評価と個別の評価項目の評価(国内出願) | |
| | 表 6:全体評価と個別の評価項目の評価(PCT 出願) | |
| | 表 7: 各観点からそれぞれ優れている(または望ましい)と感じる庁についての回答 | |
| | | |

1. 調査の概要

(1)背景

国際的に信頼される質の高い審査及び適切な権利設定が、企業の円滑かつグローバルな事業展開を支援し、イノベーションの促進や健全な取引維持を図る上で重要です。このような認識のもと、特許庁は、世界最高品質の特許審査」の実現に取り組むための品質管理の基本原則を示した「特許審査に関する品質ポリシー」(以下、「品質ポリシー」といいます。)を平成26年(2014年)に公表しました。品質ポリシーでは、6つの基本原則の1つとして「幅広いニーズや期待に応えます」という原則を掲げ、特許庁が、我が国社会の利益及び特許制度に関わる方々の満足に資するよう、特許審査に対する幅広いニーズや期待を把握し尊重することを宣言しております。

審査の質の現状を把握し、審査の質の維持・向上のための取組を充実させるためには、ユーザーの声を真摯に受け止めることが重要です。特許庁は、平成 24 年(2012 年)度よりユーザー評価調査を実施し、ユーザーの声を品質管理施策に反映させてまいりました。

本報告書では、本年度の調査結果の概要とともに、これまでの調査結果を詳細に分析した結果及びこれらを総合して得られた知見について報告をします。

(2)本調査の目的

本調査は、特許審査・国際調査等の質について、ユーザーの皆様からの評価、意見等を収集 し、特許審査の質の現状を把握するためのデータとして活用するとともに、今後の特許審査・国 際調査等の質の改善に役立たせることを目的としています。

すなわち、本調査は、品質マニュアルにおいて説明されるところの「特許審査の質の維持・向上のためのサイクル(PDCA サイクル)」において、特許審査業務の評価(CHECK)として位置づけられます。そして、品質ポリシーに掲げられた「継続的に業務を改善します」という原則も実践すべく、特許審査及びその関連業務の継続的な改善のために活用していきます。

(3)調査方法

本調査は、票 1、票 2 の 2 種類の調査票(付録参照)を用いて、オンラインアンケートで実施しました。票 1 は令和元年度の国内出願における特許審査全般の質について、票 2 は令和元年度の PCT 出願における国際調査等全般の質について、ユーザーの評価をそれぞれ調査するものです。各調査票は、審査の質に関する複数の評価項目について、5(満足)、4(比較的満足)、3(普通)、2(比較的不満)、1(不満)の 5 段階の選択形式で回答をするものです。

調査対象者には、オンラインアンケートに回答するための個別の回答用パスワードを電子メー

¹ 本報告書における「特許審査」は、品質ポリシーにおける「特許審査」と同様に、発明の審査(PCT出願に 関する国際調査及び予備審査を含む)及び実用新案技術評価書の作成を意味します。但し、国内出願に おける特許審査について説明する箇所では、国内出願の発明の審査を意味します。

ル等により送付し、任意記名式(ユーザーが記名での回答と無記名での回答を任意に選択できる形式)で調査を実施しました(回答受付期間:4 月下旬~7 月上旬)。在外出願人に対しては、英語の回答用ページも用意しました。

表 1~2 は、各調査票に関する対象者の選定方法及び対象者数をまとめたものです。票 1 及び票 2 の対象者には重複があり、この重複を除くと対象者は合わせて 718 者でした。

表 1: 票 1 の対象者の選定方法等

| | 対象者の選定方法 | 対象者数 | 合計 | | | |
|---|--|-------|-------|--|--|--|
| | 平成 30 年度に筆頭出願人として 50 件以上の 国内出願を行った <u>内国出願人(</u> 個人を除く。)のう ち、令和元年度に査定謄本の送達があり、公開さ れている案件を有している者 | 554 者 | | | | |
| 票1 (国内出願におけ る特許審査全般の 質について) | 平成 30 年度に筆頭出願人として 50 件以上の 国内出願を行った <u>在外出願人(</u> 個人を除く。)のう ち、令和元年度に査定謄本の送達があり、公開さ れている案件を有している者 | 42 者 | 669 者 | | | |
| | 平成 30 年度に筆頭出願人として 50 件未満の 国内出願を行った <u>小規模出願人²</u> | 23 者 | | | | |
| | 平成 30 年度における内国出願の代理件数が 上位 50 者の <u>代理人</u> | 50 者 | | | | |

表 2: 票 2 の対象者の選定方法等

| | 対象者の選定方法 | 対象者数 | 合計 |
|------------|---------------------------------------|------------------|--------------------|
| | 令和元年度に筆頭出願人として 18 件以上の | | |
| | PCT 出願を行った <u>内国出願人(</u> 個人を除く。)のう | 00E 2 | |
| 票 2 | ち、令和元年度に国際調査報告及び国際予備審 | 285 者 | |
| (PCT 出願におけ | 査報告の発送があった者。 | | 22E -1/ |
| る国際調査等全般 | 令和元年度に筆頭出願人として 18 件未満の | 20 者 | 335 者 |
| の質について) | PCT 出願を行った <u>小規模出願人 ²</u> | 20 1日 | |
| | 令和元年度におけるPCT 出願の代理件数が上 | 30 者 | |
| | 位 30 者の <u>代理人</u> | ა∪ 1∃ | |

2

² 資本金が 3 億円以下又は従業員数が 300 人以下の企業(製造業に限る。)、過去に特許庁との面談や意 見交換等の実績を有する企業から任意に抽出。

(4)回答率と回答者の業種内訳

表 3 は、回答率の経年変化をまとめたものです 3 。表 4 は、票 1 と票 2 それぞれの回答者の業種内訳を示したものです。全体の回答に占める無記名での回答の割合は票 1 で 43.1%(昨年度は 58.8%)、票 2 で 42.8%(昨年度は 62.3%)でした。票 1 及び票 2 の回答者の重複を除くと回答者数は合わせて 621 者でした。

表 3:調査票の回答率

| | 令和 2 年度 (回答数/対象数) | 令和 元年度 | 平成 30 年度 | 平成 29 年度 | 平成 28 年度 | 平成 27 年度 | 平成 26 年度 | 平成 25 年度 | 平成 24 年度 |
|-----|----------------------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 票 1 | 87.0% (582/669) | 88.0% | 90.0% | 90.6% | 89.3% | 85.5% | 86.8% | 91.8% | 91.4% |
| 票 2 | 85.1% (285/335) | 90.5% | 93.5% | 92.3% | 91.2% | 87.4% | 88.7% | 90.6% | 91.8% |

表 4: 回答者の業種内訳

| | 层址/光廷/4 | 票 | 1 | 票 2 | | |
|---------------------|------------|------|--------|------|--------|--|
| 属性(業種) ⁴ | | 回答者数 | 割合 | 回答者数 | 割合 | |
| | 金属 | 13 | 2.2% | 8 | 2.8% | |
| | 建設 | 10 | 1.7% | 1 | 0.4% | |
| | 機械 | 70 | 12.0% | 39 | 13.7% | |
| 一人 | 化学 | 35 | 6.0% | 27 | 9.5% | |
| 为国出願人 | 食品·医薬 | 14 | 2.4% | 6 | 2.1% | |
| 田田 | 電気 | 85 | 14.6% | 39 | 13.7% | |
| | その他(製造業) | 37 | 6.4% | 19 | 6.7% | |
| | その他(製造業以外) | 22 | 3.8% | 8 | 2.8% | |
| | 学校•公的研究機関等 | 14 | 2.4% | 6 | 2.1% | |
| 代理 | 人 | 22 | 3.8% | 10 | 3.5% | |
| 在外出願人 | | 9 | 1.5% | 0 | 0.0% | |
| 無記名 | | 251 | 43.1% | 122 | 42.8% | |
| 合計 | | 582 | 100.0% | 285 | 100.0% | |

⁴ 東証 33 業種、帝国データバンク産業分類表、日本標準産業分類等を参考にして 9 業種(代理人も含めると 10 業種)に分類。

³ 令和元年度までの調査における「A 票」、「C 票」は、今年度調査ではそれぞれ「票 1」、「票 2」に名称変更しました。表 3 における令和元年度以前の回答率については、「票 1」、「票 2」をそれぞれ「A 票」、「C 票」に読み替えてください。

(5)調査票の変更点

今年度の調査では、主に以下の2点の設問を見直しました。

(1) コミュニケーションに関する設問の追加

コミュニケーションに関する評価の詳細を分析するため、国内出願における特許審査全般の質を問う調査票(票 1)において、「面接における審査官とのコミュニケーション」、「電話における審査官とのコミュニケーション」の評価を問う設問を追加しました。また、昨年度調査において、「意見書の主張が参酌されたか不明」とのコメントが散見されたことから、意見書に対する審査官の応答についての評価を調査するため、「意見書で主張した事項に対する応答」との設問も追加しました。

② 他の国/地域の特許庁との比較に関する設問の見直し

回答者の負担を軽減するとともに、日本国特許庁と他の国/地域の特許庁の評価を客観的に比較しやすくするために、昨年度調査では別個の設問としていた「他国の特許庁よりも日本国特許庁の方が優れていると感じる点」、「日本国特許庁よりも他国の特許庁の方が優れていると感じる点」及び「日本国特許庁の審査結果が出されてから他の国/地域の特許庁でより適切な引用文献があらたに提示される頻度」を合わせて、「次の各観点からそれぞれ優れている(または望ましい)と感じる庁があればチェックしてください」という新しい設問に変更しました。

2. 集計結果

(1)国内出願(票1)について

図1は、国内出願における特許審査全般の質の評価(全体評価)について評価の割合の経年変化を示したものです⁵。平成25年度以降の調査では、「普通」以上の評価の割合が9割を超えており、今年度は97.3%が「普通」以上の評価でした。

図 2~図 14 は、個別の評価項目について、評価の割合の経年変化を示したものです。

個別の評価項目のうち、「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」の評価は、 97.0%が「普通」以上(同 96.2%)で、実施庁目標となっている上位評価割合(「満足」・「比較的満足」 の合計の割合)は 71.0%(同 60.6%)と実施庁目標(60%以上)を達成しました(図 13)。

その他、「普通」以上の評価の割合が多かった評価項目は、「国内特許文献の調査」(98.3%、図9)、「第29条第1項柱書(産業上利用することができる発明)の運用」(96.9%、図4)、「拒絶査定の記載のわかりやすさ」(96.8%、図3)、「拒絶理由通知等(拒絶査定を除く)の記載のわかりやすさ」(96.7%、図2)、「第29条第1項各号(新規性)の運用」(95.9%、図5)でした。

昨年度の調査結果に基づいて優先的に取り組むべき項目(優先項目)としていた「第29条第2項(進歩性)の運用」、「判断の均質性」については、「普通」以上の評価がそれぞれ88.3%(昨年度調査では88.2%)、86.2%(同85.7%)で、昨年度に引き続き、比較的低い評価でした(図6、図8)。

その他、「普通」以上の評価の割合が比較的低かった評価項目は、「非特許文献等の調査」 (85.9%、図 11)、「第 36 条第 4 項第 1 号、第 36 条第 6 項(記載要件)の運用」(87.8%、図 7)、「外国特許文献の調査」(88.3%、図 10)、「審査官の技術等に関する専門知識レベル」(89.3%、図 12)でした。

⁵ 本報告書において、経年変化を示すグラフの縦軸は原則として「調査年度」を示しています。各年度の調査は「前年度の審査の質についての評価」を問うものなので、例えば「令和2年度調査」は「令和元年度の審査の質についての評価」を調査するものです。

⁶ 個別の評価項目のうち、「意見書で主張した事項に対する応答」、「面接における審査官とのコミュニケーション」及び「電話における審査官とのコミュニケーション」の 3 項目は今年度調査で新設した項目であり、「第 29 条第 2 項(進歩性)の判断の均質性」及び「第 36 条第 4 項第1号、第 36 条第 6 項(記載要件)の判断の均質性」の 2 項目は昨年度調査で新設した項目であることから、いずれも経年変化のグラフとしては示していません。それぞれの評価は、後掲の表 5 を参照。

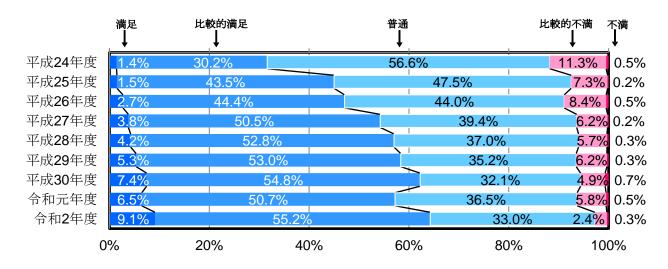


図 1: 特許審査全般の質についての評価(全体評価)

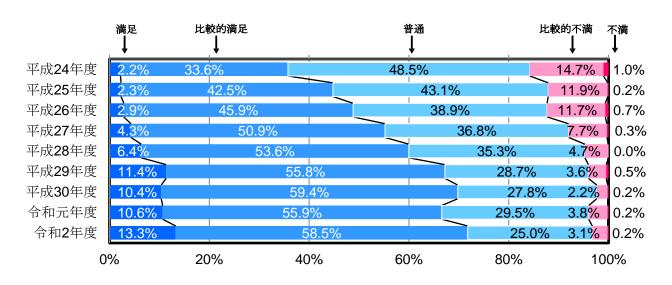


図 2: 拒絶理由通知等(拒絶査定を除く)の記載のわかりやすさについての評価

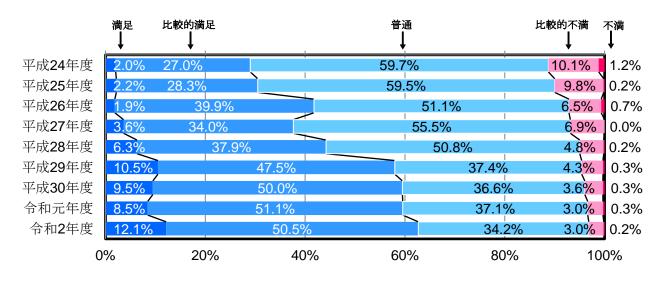


図3:拒絶査定の記載のわかりやすさについての評価

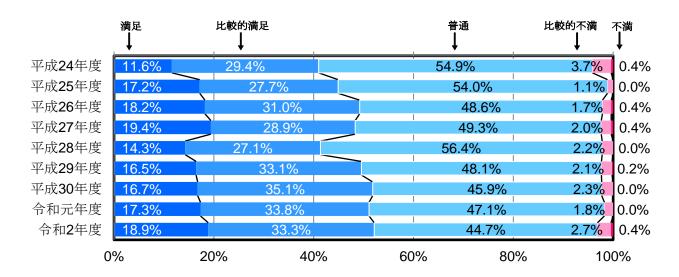


図 4:第 29 条第 1 項柱書(産業上利用することができる発明)の運用についての評価

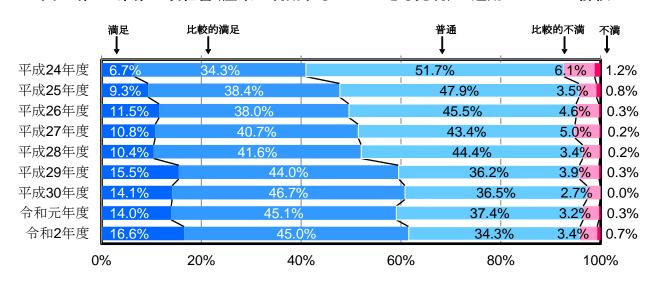


図 5:第 29 条第 1 項各号(新規性)の運用についての評価

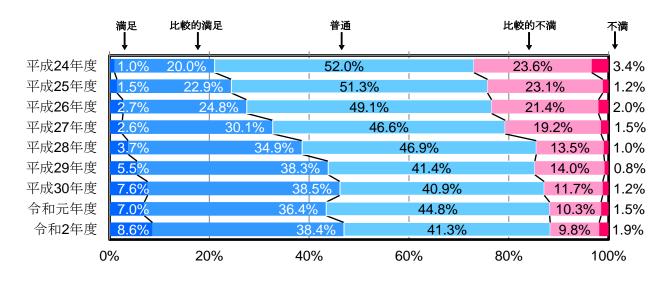


図 6:第 29 条第 2 項(進歩性)の運用についての評価

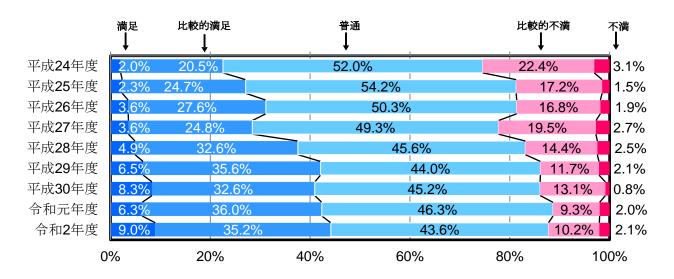


図 7: 第36条第4項第1号、第36条第6項(記載要件)の運用についての評価

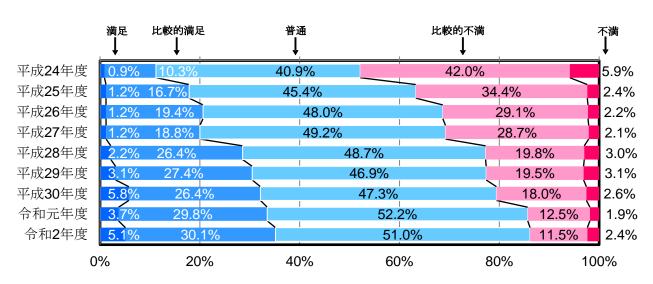


図 8:判断の均質性についての評価

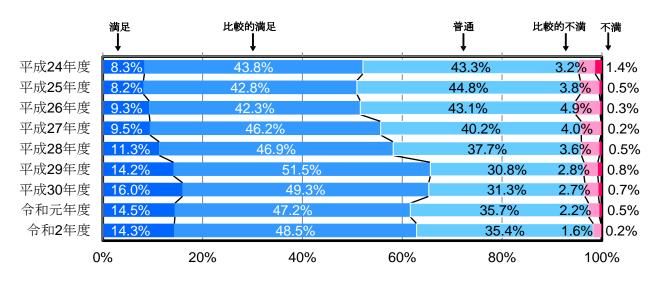


図 9:特許審査における国内特許文献の調査についての評価

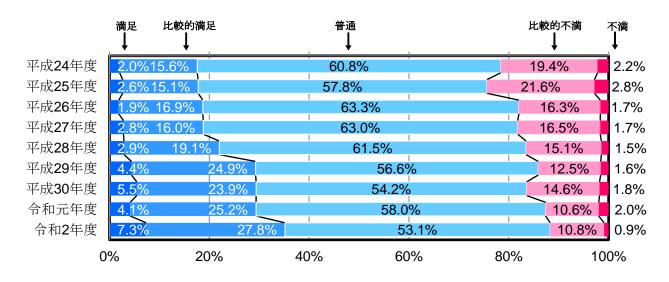


図 10:特許審査における外国特許文献の調査についての評価

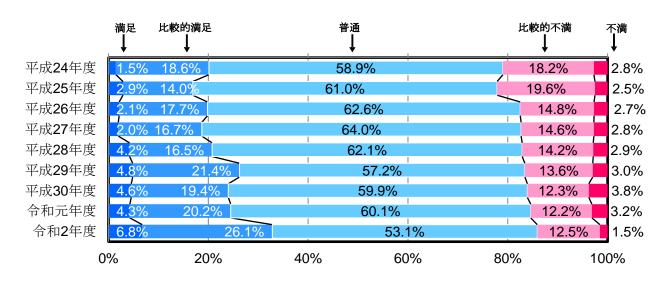


図 11:特許審査における非特許文献等の調査についての評価

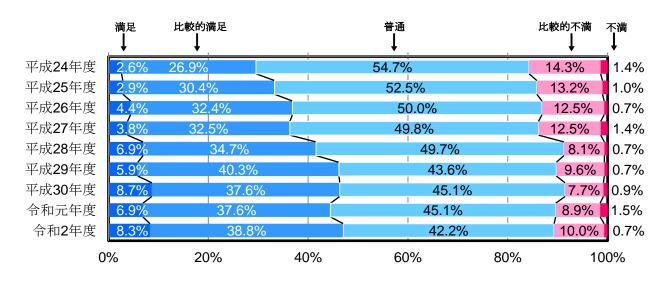


図 12:審査官の技術等に関する専門知識レベルについての評価

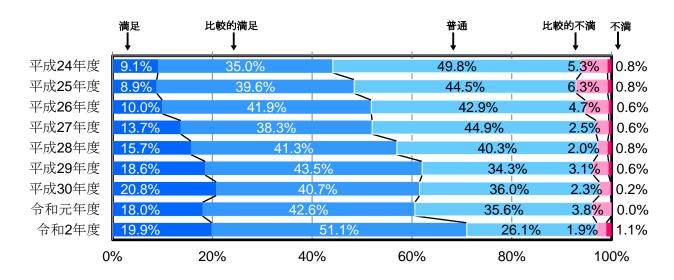


図 13:面接、電話等における審査官とのコミュニケーションについての評価

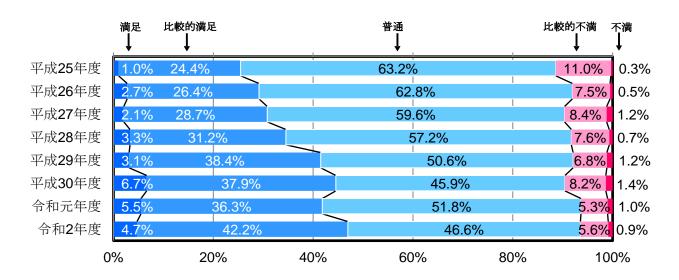


図 14:審査を通して付与された特許の権利範囲についての評価

表 5 は、国内出願における特許審査全般の質の評価について、全体評価と個別の評価項目の評価を一覧でまとめたものです。

特に、「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」に関し、面接、電話のそれぞれの評価を個別に把握するために今年度新設した「面接における審査官とのコミュニケーション」、「電話における審査官とのコミュニケーション」の各項目については、上位評価割合がそれぞれ72.1%、65.4%で、面接におけるコミュニケーションの満足度が相対的に高いと考えられます。

表 5:全体評価と個別の評価項目の評価(国内出願)

| | 女・・ 土 作 計 | 700 - V MI II | | | | | | | |
|------------|--------------------------------|---------------|----------------|----------------|--------------|----------|-------------------------|--|--|
| | 評価項目 | 満足 | 比較的 満足 | 普通 | 比較的 不満 | 不満 | わからない /経験がな い、無回答 | | |
| | 全体評価 | | | | | | | | |
| 特 | 許審査全般の質 | 53 (9.1%) | 321 (55.2%) | 192 (33.0%) | 14 (2.4%) | 2 (0.3%) | 0 | | |
| | (田 년 | の評価項 | | | <u> </u> | | | | |
| += | | | | | 10 | 1 | | | |
| 1 | [絶理由通知等(拒絶査定を除く)の]載のわかりやすさ | 77 (13.3%) | 340 (58.5%) | 145 (25.0%) | 18 (3.1%) | (0.2%) | 1 | | |
| | | 69 | 287 | 194 | 17 | 1 | | | |
| 拒 | 「絶査定の記載のわかりやすさ | (12.1%) | (50.5%) | (34.2%) | (3.0%) | (0.2%) | 14 | | |
| | 第 29 条第 1 項柱書(産業上利用する | 84 | 148 | 199 | 12 | 2 | 137 | | |
| <i>S</i> - | ことができる発明)の運用 | (18.9%) | (33.3%) | (44.7%) | (2.7%) | (0.4%) | 137 | | |
| 条 | か 00 夕か 4 元々 ロ / かわり へ | 96 | 261 | 199 | 20 | 4 | 0 | | |
| 文の | 第 29 条第 1 項各号(新規性)の運用 | (16.6%) | (45.0%) | (34.3%) | (3.4%) | (0.7%) | 2 | | |
| の | か。2. タか。モバサルは、3. 字 E | 50 | 223 | 240 | 57 | 11 | 4 | | |
| 運用 | 第 29 条第 2 項(進歩性)の運用 | (8.6%) | (38.4%) | (41.3%) | (9.8%) | (1.9%) | 1 | | |
| ж | 第 36 条第 4 項第1号、第 36 条第 6 項 | 52 | 204 | 253 | 59 | 12 | | | |
| | (記載要件)の運用 | (9.0%) | (35.2%) | (43.6%) | (10.2%) | (2.1%) | 2 | | |
| sler | Not - 1 L EE L L | 28 | 165 | 280 | 63 | 13 | | | |
| 半! | 判断の均質性 | | (30.1%) | (51.0%) | (11.5%) | (2.4%) | 33 | | |
| | 第 29 条第 2 項(進歩性)の判断の | 30 | 175 | 261 | 91 | 18 | 7 | | |
| | 均質性 | (5.2%) | (30.4%) | (45.4%) | (15.8%) | (3.1%) | 7 | | |
| | 第36条第4項第1号、第36条第6項 | 36 | 151 | 283 | 91 | 13 | 8 | | |
| | (記載要件)の判断の均質性 | (6.3%) | (26.3%) | (49.3%) | (15.9%) | (2.3%) | 0 | | |
| 先 | 国内特許文献の調査 | 83 | 281 | 205 | 9 | 1 | 2 | | |
| 先行技術 | 国内特許文献の調査 | (14.3%) | (48.5%) | (35.4%) | (1.6%) | (0.2%) | 3 | | |
| 術文 | 以同性許立辞の調本 | 40 | 152 | 290 | 59 | 5 | 26 | | |
| 文献の | 外国特許文献の調査 | (7.3%) | (27.8%) | (53.1%) | (10.8%) | (0.9%) | 36 | | |
| の調査 | 北柱計立部竿の調本 | 35 | 135 | 275 | 65 | 8 | 6.4 | | |
| 宜 | 非特許文献等の調査 | (6.8%) | (26.1%) | (53.1%) | (12.5%) | (1.5%) | 64 | | |
| 壶 | | 48 | 224 | 244 | 58 | 4 | 4 | | |
| 田 | 直目の技術寺に関する専門知識レベル | (8.3%) | (38.8%) | (42.2%) | (10.0%) | (0.7%) | 4 | | |
| # | 見書で主張した事項に対する応答 | 44 | 246 | 256 | 29 | 1 | G | | |
| 尼 | 、兄者で土城した事項に対りる心合 | (7.6%) | (42.7%) | (44.4%) | (5.0%) | (0.2%) | 6 | | |
| 重 | 接、電話等における審査官との | 74 | 190 | 97 | 7 | 4 | 210 | | |
| コ | コミュニケーション | | (51.1%) | (26.1%) | (1.9%) | (1.1%) | 210 | | |
| | 面接における審査官との | 69 | 164 | 76 | 12 | 2 | 259 | | |
| | コミュニケーション | (21.4%) | (50.8%) | (23.5%) | (3.7%) | (0.6%) | | | |
| | 電話における審査官との | 66 | 134 | 98 | 4 | 4 | 276 | | |
| | コミュニケーション | (21.6%) | (43.8%) | (32.0%) | (1.3%) | (1.3%) | 270 | | |
| 宷 | 査を通して付与された特許の権利範囲 | 27 | 242 | 267 | 32 | 5 | 9 | | |
| | | (4.7%) | (42.2%) | (46.6%) | (5.6%) | (0.9%) | J | | |

※括弧内は、「わからない/経験がない、無回答」を除く有効回答数に対する各回答の割合。端数処理のため、必ずしも合計は 100%にはならない。

(2)PCT 出願(票 2)について

図 15 は PCT 出願における国際調査等全般の質の評価(全体評価)について評価の割合の経年変化を示したものです。調査開始時から「普通」以上の評価の割合が 9 割を超えており、今年度は 97.2%が「普通」以上の評価でした。

図 16~図 25 は、個別の評価項目について、評価の割合の経年変化を示したものです。

個別の評価項目について、「普通」以上の評価の割合が多かった項目は「国際特許分類の精度」(98.9%、図 16)、「単一性違反に関する判断」(98.0%、図 18)、「除外対象に関する判断」(97.8%、図 17)、「国内特許文献の調査」(97.2%、図 23)でした。

昨年度の調査結果に基づいて優先項目としていた「新規性・進歩性に関する判断」、「国際調査等における判断の均質性」については、「普通」以上の評価がそれぞれ 91.2%(昨年度調査では 90.4%)、91.8%(同 92.9%)で、昨年度に引き続き、比較的低い評価でした⁷(図 19、図 21)。

その他、「普通」以上の評価の割合が比較的低かった評価項目は、「外国特許文献の調査」 (83.6%、図 24)、「国際段階と国内段階との間での判断の一貫性」(85.3%、図 22)、「非特許文献 等の調査」(85.3%、図 25)、「新規性・進歩性に関する見解の記載のわかりやすさ」(92.3%、図 20) でした。

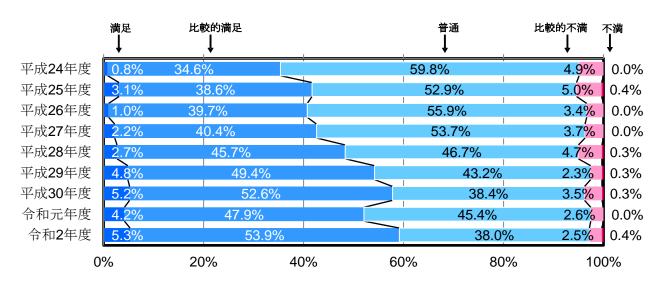


図 15: 国際調査等全般の質についての評価(全体評価)

-

⁷ ただし、「国際調査等における判断の均質性」については、上位評価割合(「満足」・「比較的満足」の合計の割合)でみると、46.1%(昨年度調査では37.1%)と改善が見られました。

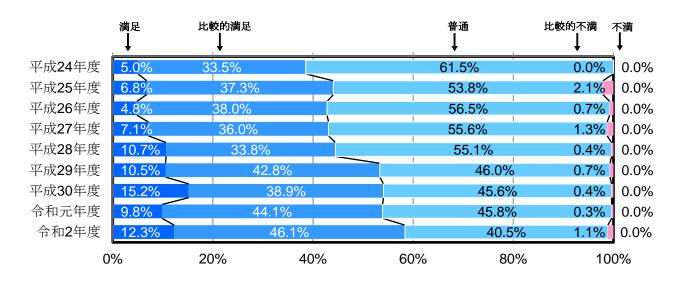


図 16: 国際特許分類の精度についての評価

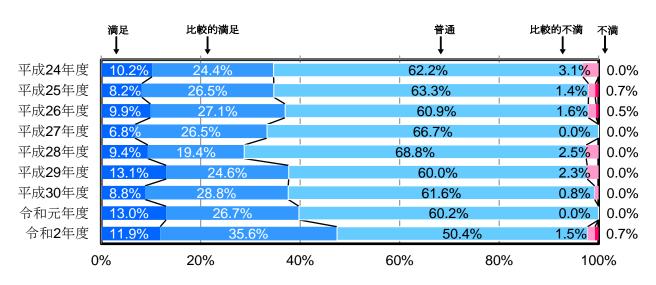


図 17:除外対象に関する判断についての評価

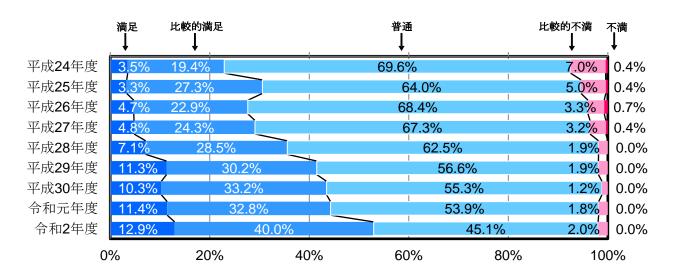


図 18:単一性違反に関する判断についての評価

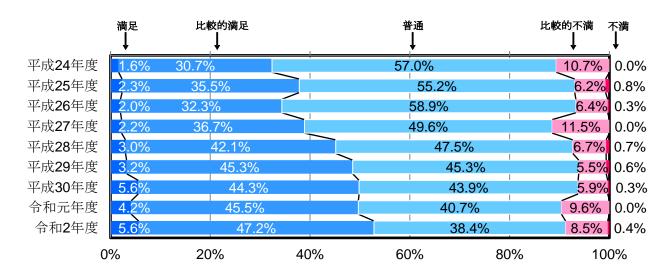


図 19: 新規性・進歩性に関する判断についての評価

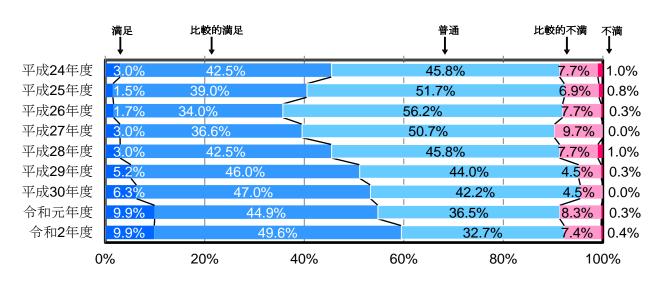


図 20:新規性・進歩性に関する見解の記載のわかりやすさについての評価

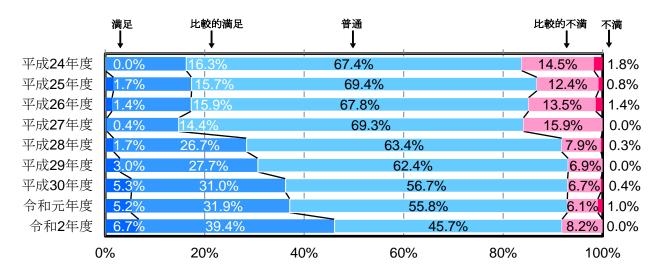


図 21:国際調査等における判断の均質性についての評価

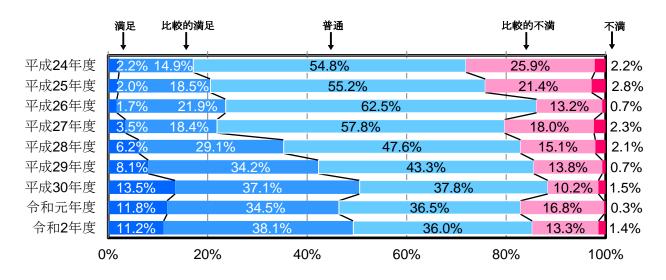


図 22:国際段階と国内段階との間での判断の一貫性についての評価

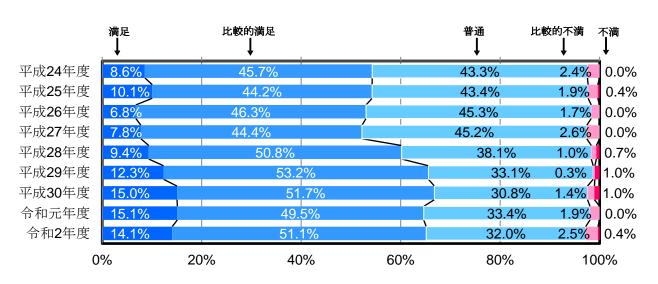


図 23:国際調査等における国内特許文献の調査についての評価

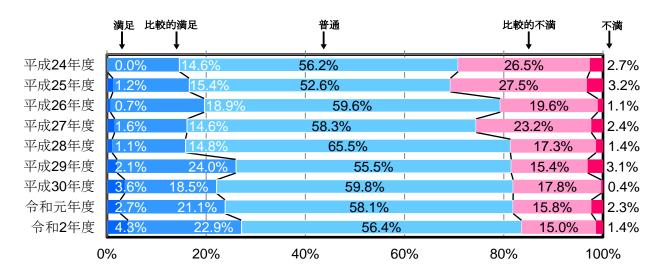


図 24: 国際調査等における外国特許文献の調査についての評価

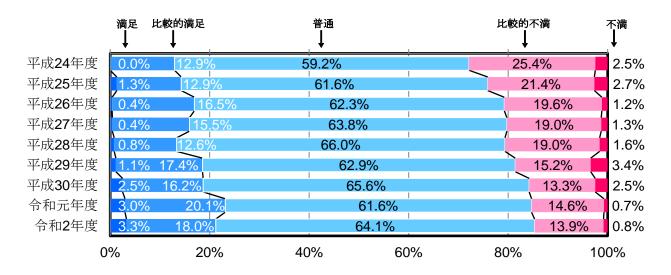


図 25: 国際調査等における非特許文献等の調査についての評価

表 6 は、PCT 出願における国際調査等全般の質について、全体評価と個別の評価項目の評価を一覧でまとめたものです。

表 6:全体評価と個別の評価項目の評価(PCT 出願)

| | 及り. 王仲計画と個別の計 | | * # I III (| | 1947 | | |
|-----------|-----------------------|---------------|----------------|----------------|---------------|-------------|--------------------------------|
| | 評価項目 | 満足 | 比較的 満足 | 普通 | 比較的 不満 | 不満 | わから ない/ 経験 ない、無 回答 |
| | 全体 | · 評価 | | _ | - | | - |
| 国際 | 調査等全般の質 | 15 (5.3%) | 153 (53.9%) | 108 (38.0%) | 7 (2.5%) | 1 (0.4%) | 1 |
| | 個別の評価 | 項目の記 | 平価 | | - | | = |
| 国際 | 特許分類の精度 | 33 (12.3%) | 124 (46.1%) | 109 (40.5%) | 3 (1.1%) | 0 (0.0%) | 16 |
| 除外 | 対象に関する判断 | 16 (11.9%) | 48 (35.6%) | 68 (50.4%) | 2 (1.5%) | 1 (0.7%) | 150 |
| 単一 | 性違反に関する判断 | 33 (12.9%) | 102 (40.0%) | 115 (45.1%) | 5 (2.0%) | 0 (0.0%) | 30 |
| 新規 | 性・進歩性に関する判断 | 16 (5.6%) | 134 (47.2%) | 109 (38.4%) | 24 (8.5%) | 1 (0.4%) | 1 |
| 新規 | 性・進歩性に関する見解の記載のわかりやすさ | 28 (9.9%) | 141 (49.6%) | 93 (32.7%) | 21 (7.4%) | 1 (0.4%) | 1 |
| 国際 | 調査等における判断の均質性 | 19 (6.7%) | 111 (39.4%) | 129 (45.7%) | 23 (8.2%) | 0 (0.0%) | 3 |
| 国際 | 段階と国内段階との間での判断の一貫性 | 31 (11.2%) | 106 (38.1%) | 100 (36.0%) | 37 (13.3%) | 4 (1.4%) | 7 |
| 先行技 | 国内特許文献の調査 | 40 (14.1%) | 145 (51.1%) | 91 (32.0%) | 7 (2.5%) | 1 (0.4%) | 1 |
| 先行技術文献の調査 | 外国特許文献の調査 | 12 (4.3%) | 64 (22.9%) | 158 (56.4%) | 42 (15.0%) | 4 (1.4%) | 5 |
| 調査 | 非特許文献等の調査 | 8 (3.3%) | 44 (18.0%) | 157 (64.1%) | 34 (13.9%) | 2 (0.8%) | 40 |

※括弧内は、「わからない/経験がない、無回答」を除く有効回答数に対する各回答の割合。端数処理のため、 必ずしも合計は 100%にはならない。

(3)他の国/地域の特許庁との審査の質の評価の比較

特許審査の質について、観点ごとに優れている(または望ましい)と感じる庁を複数選択形式で回答していただいた結果を表 7 に示します。多くの項目で JPO の審査が支持されている一方で、先行技術文献調査についてはさらなる期待があると考えられます。

表 7: 各観点からそれぞれ優れている(または望ましい)と感じる庁についての回答 (いずれかの庁で「審査をした経験がない/分からない」と回答した者を除いて集計)

| 評価の観点 | JPO | USPTO | EPO | CNIPA | KIPO |
|----------------------|----------------|---------------|----------------|--------------|--------------|
| 拒絶理由通知等の記載のわかりやすさ | 210 | 75 | 109 | 61 | 56 |
| | (59.8%) | (21.4%) | (31.1%) | (17.4%) | (16.0%) |
| 産業上利用可能な発明(特許適格性)の判断 | 110 | 36 | 54 | 25 | 22 |
| | (31.3%) | (10.3%) | (15.4%) | (7.1%) | (6.3%) |
| 新規性・進歩性の判断 | 172 | 49 | 133 | 44 | 31 |
| | (49.0%) | (14.0%) | (37.9%) | (12.5%) | (8.8%) |
| 記載要件の判断 | 134 | 49 | 67 | 22 | 20 |
| | (38.2%) | (14.0%) | (19.1%) | (6.3%) | (5.7%) |
| 判断の均質性 | 169 (48.1%) | 9 (2.6%) | 111 (31.6%) | 18 (5.1%) | 18 (5.1%) |
| 先行技術文献調査 | 151 | 44 | 154 | 52 | 19 |
| | (43.0%) | (12.5%) | (43.9%) | (14.8%) | (5.4%) |
| 審査官の技術等に関する専門知識レベル | 183 | 17 | 111 | 28 | 19 |
| | (52.1%) | (4.8%) | (31.6%) | (8.0%) | (5.4%) |
| 意見書で主張した事項に対する応答 | 174 | 54 | 70 | 35 | 21 |
| | (49.6%) | (15.4%) | (19.9%) | (10.0%) | (6.0%) |
| 面接における審査官とのコミュニケーション | 129 (36.8%) | 50 (14.2%) | 17 (4.8%) | 9 (2.6%) | 11 (3.1%) |
| 電話における審査官とのコミュニケーション | 104 | 69 | 11 | 18 | 8 |
| | (29.6%) | (19.7%) | (3.1%) | (5.1%) | (2.3%) |
| 審査を通して付与された特許の権利範囲 | 124 | 50 | 72 | 21 | 31 |
| | (35.3%) | (14.2%) | (20.5%) | (6.0%) | (8.8%) |

3. 回答内容の分析

(1) 個別の評価項目の評価と全体評価との相関(国内出願)

個別の評価項目と全体評価との関係は、両者間の相関係数を用いて比較することができます。 相関係数の大きさは、全体評価との関係の強さを示しています。

図 26 は、国内出願における特許審査の質の個別の評価項目について、評価の平均値を X 軸、全体評価との相関係数を Y 軸に示したものです。図中左側にある評価項目は、相対的に評価が低い項目を示し、図中上側にある評価項目は、相対的に全体評価との相関が高い(全体評価に対する影響が大きいと考えられる)項目を示すことから、図中左上に位置する項目を、優先的に品質向上に取り組むべき項目(優先項目)であると判断することができます。今年度の結果からは、「判断の均質性」⁸、「第 29 条第 2 項(進歩性)の運用」が優先項目に該当すると考えられます。

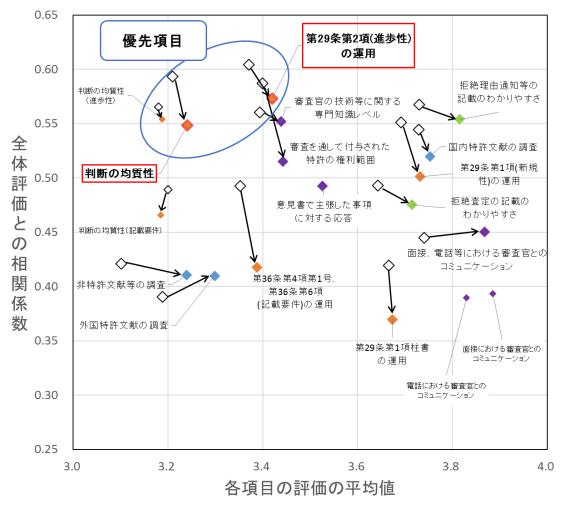


図 26:各項目の評価の平均値と全体評価との相関係数(国内出願)9

⁸「判断の均質性(進歩性)」も図中左上に位置していますが、「判断の均質性」に包含される評価項目であることから、挙げていません。

⁹ 先行技術文献調査に関する項目を水色、判断に関する項目を橙色、通知書等の記載に関する項目を緑色、その他の項目を紫色のマーカーで示す。白色のマーカーと矢印は、昨年度の調査結果からの変化を示す。

(2) 個別の評価項目の評価と全体評価との相関(PCT 出願)

図 27 は、PCT 出願における国際調査等の質の個別の評価項目について、評価の平均値を X 軸、全体評価との相関係数を Y 軸に示したものです。図 26 と同様に、図中左側にある評価項目は評価が低い項目を示し、図中上側にある評価項目は全体評価との相関が高い(全体評価に対する影響が大きいと考えられる)項目です。今年度の結果からは、「国際調査等における判断の均質性」、「新規性・進歩性に関する判断」が優先項目に該当すると考えられます。

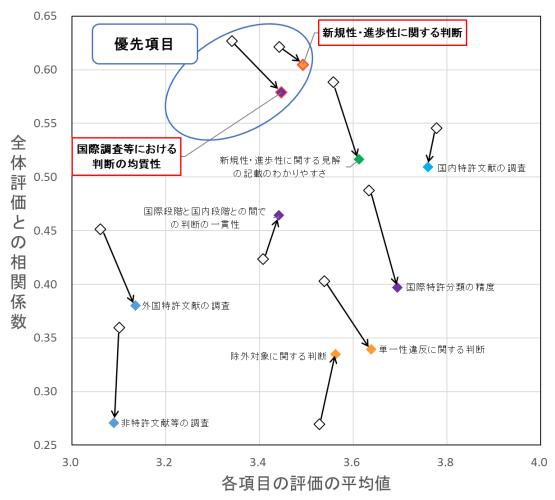


図 27: 各項目の評価の平均値と全体評価との相関係数(PCT 出願)10

.

¹⁰ 先行技術文献調査に関する項目を水色、判断に関する項目を橙色、通知書等の記載に関する項目を緑色、その他の項目を紫色のマーカーで示す。白色のマーカーと矢印は、昨年度の調査結果からの変化を示す。

4. 調査結果のまとめ

国内出願における特許審査全般の質の評価(全体評価)については、97.3%が「普通」以上の評価でした(図 1)。個別の評価項目の評価と全体評価との相関分析からは、昨年度調査に引き続き、「判断の均質性」、「第 29 条第 2 項(進歩性)の運用」が優先項目に該当すると判断できました(図 26)。

PCT 出願における国際調査等全般の質の評価(全体評価)については、97.2%が「普通」以上の評価でした(図 15)。個別の評価項目の評価と全体評価との分析からは、昨年度調査に引き続き、「国際調査等における判断の均質性」、「新規性・進歩性に関する判断」が優先項目に該当すると判断できました(図 27)。

今後も、これまでの審査の質向上のための取組を着実に実施するとともに、特許庁で実施している他の分析結果も踏まえて、今回抽出された「判断の均質性」、「第29条第2項(進歩性)の運用」等の課題の改善に取り組んでいく必要があります。

今年度も、多くのユーザーの協力のもとに、審査の質に関する貴重な情報が得られました。特許庁は、本調査結果に基づいて、審査の質の維持・向上に向けて、引き続き真摯に取り組んでまいります。

5. 今後のユーザー評価調査について

本調査は、平成 24 年度から今年度まで同様の規模で実施され、ユーザーの皆様からご理解をいただくとともに、積極的にご協力いただいています。

今年度の調査は、回答者の負担軽減のため、オンラインアンケートで実施しました。他の国/地域の特許庁との比較に関する新しい設問からは、多くの項目で JPO の審査が支持されていることが分かりました。

ユーザーニーズの継続的な把握のため、来年度以降もユーザーによる品質評価の手法の改善を図りつつ同様の調査を継続する予定です。今後の調査に当たっては、実施時期や実施方法、調査対象者の選定方法、調査票の内容等について、更なる改善に向けて検討していきます。

なお、本調査の結果は、産業構造審議会の知的財産分科会に設けられた審査品質管理小委員会における、審査品質管理の実施体制、実施状況の改善点等の議論のための基礎としても活用されます。

謝辞

本調査の実施に当たりましては、多くのユーザーの皆様のご協力をいただきました。ここに、心より感謝の意を表します。

審査の質の維持・向上のためには、ユーザーの皆様による審査の品質評価を継続し、その結果に基づいて、特許審査及びその関連業務の継続的な改善を推進していくことが必要です。引き続きのご協力をお願いいたします。

(付録) 令和2年度ユーザー評価調査の調査票



| 次の [1] ~ [4] の問いに、2019年度の特許審査(審判は含みません)のご経験に基づいてお答えくた [1] 2019年度の特許審査全般の質についてのどのように感じていますか。[必須] | さい。 | | | | | |
|---|-------------|---------|-------|-------|-------|---------------------|
| 【1】2019年度の特許審査全般の質についてのどのように感じていますか。[必須] | | | | | | |
| | | | | | | |
| ○ 満足 ○ 比較的満足 ○ 普通 ○ 比較的不満 ○ 不満 | | | | | | |
| [2] 2019年度の特許審査の負に関し、以下の個別項目の評価についてお答えください。[必須] (8、8-1、8-2は2019年度に面接、電話等で審査官と直接コミュニケーションをとっていな(9. 審査を通して付与された特許の権利範囲は、出願の開示や先行技術との対比において、十全な権 | | | | | てください |) |
| | 満足 | 比較的満足 | 普通 | 比較的不満 | 不満 | わからない /経験がな い |
| 1. 拒絶理由通知等(拒絶査定を除く)の記載のわかりやすさ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2. 拒絶査定の記載のわかりやすさ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3-1. 第29条第1項柱書(産業上利用することができる発明)の運用 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3 – 2. 第29条第1項(新規性)の運用 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3 – 3. 第29条第2項(進歩性)の運用 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3 - 4. 第36条第4項第1号,第36条第6項(記載要件)の運用 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 4. 判断の均質性 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 4-1. 第29条第2項(進歩性)の判断の均質性 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 4-2. 第36条第4項第1号,第36条第6項(記載要件)の判断の均質性 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 5 – 1. 国内特許文献の調査 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 5 – 2. 外国特許文献の調査 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 5 – 3. 非特許文献等の調査 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 6. 審査官の技術等に関する専門知識レベル | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 7. 意見書で主張した事項に対する応答 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 8. 面接、電話等における審査官とのコミュニケーション | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 8 – 1. 面接における審査官とのコミュニケーション | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 8 – 2. 電話における審査官とのコミュニケーション | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 9. 審査を通して付与された特許の権利範囲 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 8. 面接・電話等における審査官とのコミュニケーションに関してご意見があればご記入ください。 (流 | ロキャルズ | サレ同次した | (甲山竿) | | | |
| O. 四次 电射サにのがも毎日ロビリコーユニン ノコンに関いてこ為元がの対はなごがへてたとい。 (A | IAE&/LI&/TY | MCEHO/C | ±Щ47 | | | |
| | | | | al | | |
| [2] の各項目についてご意見があればご記入ください。(満足または不満と回答した理由等) | | | | | | |
| | | | | di | | |

調査票選択画面に戻る



【特許(票1)】 国内出願における特許審査全般の質について(2/2) [3] 特許審査の質に関し、次の名観点からそれぞれ優れている(または望ましい)と感じる庁があればチェックを入れてください(複数庁を選択可)。 *特に優れていると感じる庁がない観点、比較できない観点については、チェックしていただく必要はありません。 *審査の質がよく分からない庁、他庁と比較できるほど審査経験がない庁は、「0. この庁で審査をした経験がない/わからない」をチェックしてください。 *JPO=日本国特許庁、USPTO=米国特許商標庁、EPO=欧州特許庁、CNIPA=中国国家知識座権局、KIPO=韓国特許庁 USPTO EPO CNIPA KIPO JPO 0. この庁で審査をした経験がない/わからない 1. 拒絶理由通知等の記載のわかりやすさ 2. 産業上利用可能な発明(特許適格性)の判断 3. 新規性・進歩性の判断 4. 記載要件の判断 5. 判断の均衡性 6. 先行技術文献調査 7. 審査官の技術等に関する専門知識レベル 8. 意見書で主張した事項に対する応答 9. 面接における審査官とのコミュニケーション 10. 電話における審査官とのコミュニケーション 11. 審査を通して付与された特許の権利範囲 *「11.審査を通じて付与された特許の権利範囲」は、出願の棚示や出願の棚示や先行技術との対比において、十全な権利範囲となっているかを評価してください。 【3】の各項目や、上記以外の国/地域の特許庁についてのご意見があればご記入ください。 【4】その他、追加のご意見・ご要望等がございましたらご記入ください。(はお、個別案件に関するご意見は 個別の審査の質についてのユーザー評価調査をご利用ください)

前のページに戻る 確認画面へ



| 【特許(票2)】 PCT出願における国際調査等全般の質について | | | | | | | | | |
|---|--------------|----------------|-------|-----------|---------------|---------------------|---------|---------|---------|
| 次の【1】~【3】の問いに、2019年度の国際調査等(国 | 国際調査報告 | 등 (様式210) | ・見解書 | (様式237) · | 予備審査(| 様式409))の | ご経験に基づい | てお答えくだ | さい。 |
| 【1】2019年度の国際調査等全般の質についてどのように感じていますか。[必須] | | | | | | | | | |
| ○ 満足 ○ 比較的満足 ○ 普通 | ○ 比較的不満 ○ 不満 | | | | | | | | |
| 【2】2019年度の国際調査等の質に関し、以下の各項目の評価についてお答えください。[必須] 「2. 除外対象に関する判断」は、数学理論や事業活動、情報の単なる提示などにより調査の除外となったものに関する判断を評価してください。 「7. 国際段階と国内段階との間での判断の一貫性」は、日本国特許庁が行った国際調査等での判断と、日本国への国内移行後の判断との間で一貫性があるかを評価してください。 | | | | | | | | | |
| | 満足 | 比較的満足 | 普通 | 比較的不満 | 不満 | わからない /経験がな い | | | |
| 1. 国際特許分類の精度 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 2. 除外対象に関する判断 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 3. 単一性違反に関する判断 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 4. 新規性・進歩性に関する判断 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 5. 新規性・進歩性に関する見解の記載のわかりやすさ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 6. 国際調査等における判断の均質性 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 7. 国際段階と国内段階との間での判断の一貫性 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 8-1. 国内特許文献の調査 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 8-2. 外国特許文献の調査 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 8-3. 非特許文献等の調査 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 【2】の各項目についてご意見があればご記入ください。 (満足または不満と回答した理由等) | | | | | | | | | |
| 【3】その他、追加のご意見・ご要望等がございましたらる | ご記入くだる | きい。 (なお | 、個別案件 | に関するご意見 | 見は 個別の | 富力の質につい | てのユーザー | 平価調査をごれ | 川用ください) |
| | | | | | | 421 | | | |

調査票選択画面に戻る 確認画面へ